

令和4年度 地域密着型通所介護 指摘事項一覧

17事業所中

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘数
1	生活相談員の配置	生活相談員として、必要な時間数が確保されていない日がありました。指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、生活相談員の必要な時間数を確保するよう配置してください。	区条例第9号第59条の3第1項 基準省令解釈通知第3の2の2の1(1)③④	1
2	アセスメント	適切な時期にアセスメントを行っていることが確認できませんでした。地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、地域密着型通所介護計画の提供によって解決すべき問題状況を明らかにするためのアセスメントを行ってください。	区条例第9号第59条の6、第59条の10第1項 基準省令解釈通知第3の2の2の3(3)④	2
3	計画の作成	地域密着型通所介護計画を作成せず、サービスの提供を行っていた事例がありました。地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成してください。	区条例第9号第59条の10第1項 基準省令解釈通知第3の2の2の3(3)	1
4	研修	介護従事者への研修について、実施していることが確認できませんでした。介護従事者の質の向上を図るため、研修計画を策定し、計画に沿った研修の機会を確保してください。	区条例第9号第59条の13第3項 基準省令解釈通知第3の2の2の3(6)③	2
5	勤務体制の確保	ハラスメント対策について必要な措置が講じられていませんでした。事業所の指針等の明確化、相談窓口を設ける等必要な措置を講じてください。	区条例第9号第59条の13第4項 基準省令解釈通知第3の2の2の3(6)④	10
6	非常災害対策	数年に渡り、避難訓練が実施されていませんでした。消防計画及び運営規程に定めた避難訓練その他必要な訓練を行ってください。	区条例第9号第59条の15第1項 基準省令解釈通知第3の2の2の3(8)①	1
7	事故発生時の対応	利用者の救急搬送があったことについて、区への報告がありませんでした。区における事故報告の取扱要領を確認し、区への報告が必要な事故については、速やかに漏れのないよう報告してください。	区条例第9号第59条の18第1項 基準省令解釈通知第3の2の2の3(11) 大田区「介護保険事業者等における事故発生時の報告取扱要領」	1
8	秘密保持等	従業者について、秘密保持に係る必要な措置が講じられていませんでした。退職後も含め、秘密保持に係る誓約書を作成する等の措置を講じてください。	区条例第9号第59条の20で準用する第35条第2項 基準省令解釈通知第3の2の2の3(14)で準用する第3の1の4(26)②	3
		サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合の同意を得ていない事例がありました。利用者の家族に対しても個人情報を用いる場合には、あらかじめ文書により個人情報使用の同意を得てください。	区条例第9号第59条の20で準用する第35条第3項 基準省令解釈通知第3の2の2の3(14)で準用する第3の1の4(26)③	5
9	業務管理体制の整備	業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていませんでした。業務管理体制の整備に関する事項を届け出てください。	介護保険法第115条の32第1項、第2項	3
10	給付費の算定(送迎減算)	送迎減算が漏れている事例がありました。適切な算定となるよう介護給付費及び利用者負担分の過誤調整を行ってください。	厚労省第126号別表2の2注25 留意事項通知第2の3の2(21)	1